

消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会

及び

消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会

平成27年度第1回合同会議

議事要旨

1. 日時 平成27年7月24日（金）10:00～12:00

2. 場所 経済産業省別館3階312会議室

3. 出席者

(消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会)

齋藤議長代理、小坂委員、越山委員、徳田委員、横矢委員

(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会)

升田議長、青山委員、天野委員、伊藤委員、大河内委員、佐々木委員、
田中委員、東郷委員、長田委員、新倉委員、野坂委員、和田委員

(事務局)

消費者安全調査委員会事務局（消費者庁）

河津審議官、尾原消費者安全課長、土庫事故調査室長、

金田消費者安全課企画官、木原消費者安全課政策企画専門官

経済産業省

佐々木大臣官房審議官、川原製品安全課長、藤沢製品事故対策室長、

下出製品事故対策室室長補佐、岸田製品事故対策室専門職

(注1) 合同会議の庶務は、消費者安全調査委員会事務局と経済産業省が合同で行う。

欠席者

(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会) 田中委員、美馬委員

4. 議事

(1) 開会

(2) 審議事項

①調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について

②原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

③原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

(3) 閉会

5. 議事概要

・事務局より、審議資料に沿って説明を行った。委員からの発言概要は以下のとおり。

①調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について

・資料4－(1)及び資料4－(2)に沿って、案件ごとに消費者庁より説明

委員から意見等はなかった。

②原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

・前回審議案件のご指摘に係る報告

・資料5－(1)、資料5－(2)及び動画資料に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

委員から意見等はなかった。

・資料5－(3)に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

委員

A201300073（汗とりパッド）について、色素沈着を起こしたのであり、アレルギーだったか否かはわかっていないのではないかと判断している。パッチテストはアレルゲンがあるか否かを判断するものであるため、「パッチテストを施していないので」という表現がわからない。また、「感受性が高かったため」と記載だが、感受性が高かったということがなぜわかるのか。

経済産業省

色素沈着とアレルギーというものが、必ずしもイコールではなく、アレルギーが起きたから色素沈着するというものではないと認識している。また、感受性については、同一の事例が多発しておらず、今回の事象のみだったことから、使用された方の感受性が高かったと判断している。

委員

日本皮膚科学会のホームページでは「かぶれとアレルギーの違い」が記載されているが、最初からアレルギーと判断し、パッチテストを行っていないから不明という風に読み取れるため、記載を工夫すべきではないか。また、同一事象が他にないからといって、感受性が高いとまでは言い切れないのではないかと懸念している。

経済産業省

同事象の有無についても判断基準の一つとなるため、ご指摘の点を含め今後注視していきたい。

委員

製品名は「汗とりパッド」と記載されているが、汗とりパッドは、一般的に服のほうに張り付ける、不織布製のようなパッドのことを汗とりパッドと呼ぶと思うが、本製品は、脇の下に直接張るタイプのフィルムである。そのため、製品名が違うのではないか。

経済産業省

確認させていただきたい。

委員

A201400467(エアガン)について、このエアガンは何ジュールのものだったのか。青少年育成条例等々でエアガンの規制が行われているため、ジュールの確認の必要である。また、改造等はされていなかったのか。

経済産業省

バッテリーは、0.910ジュールで銃刀法違反のジュールの基準の0.989以下だった。また、仕様としては3セルで合計の電圧が11.1ボルト、容量は850ミリアンペアアワーであるが、改造は行われていない。

委員

A201400471(ノートパソコン)について、バッテリーと同一事故で報告されているが、今回、ノートパソコンだけが審議されているが、バッテリー等の調査結果が明確になってから審議すべきだったのではないか。

経済産業省

同一事故として報告のあった、パソコンとノートパソコンのバッテリーは、別会社の製品である。

N I T E

A201400470番のバッテリーは、調査の結果、製品起因だったことから、製品起因の製品と、起因ではない製品ということで、ノートパソコンだけが審議案件となった。

委員

A201400269(エアコン)について、エアコンの洗浄は、高度の専門知識が必要のため、専門の洗浄業者が行うよう注意喚起しているが、専門の洗浄事業者に頼んだのに、不適切だったということ、専門の洗浄業者でも安心できないということについて、注意喚起だけではなく何か考えなければいけないのではないか。

経済産業省

注意喚起から少しでも先のレベルに行けるようにしたい。具体的には、本件のようなケースや施工面での課題に対し、今後、関係機関と連携した取り組みをさらに強化する方向で事故の減少に努めてまいりたいと考えている。

委員

ここでは製品に起因かという点に着目して事故の判断をしているが、施工業者また施工方法に問題があるものが非常に多い。施工が古く業者が特定できない場合もあるが、明らかに施工業者が特定できる場合には、注意喚起または再発防止対策を要望するなど対応していただきたい。

経済産業省

本委員会は製品起因であるか否かというところを評価することが目的と認識している。ご指摘のように、事故の原因が製品起因ではなく、施工に問題である場合については次のステップとして捉え、法律や規制との関係も勘案しつつ関係機関との連携を考えていきたい。

議長

電池の充電については、充電方式や電池の種類も色々あり、最近は手軽に利用できる環境にあるが、使用者が正確に理解しておらず、色々な注意書きがあっても、過放電や過充電のシステム自体がわかりにくい状況があるのではないかと理解している。また、先ほどの動画のように火災に至るといった結果が生じることがあるため、広く周知啓発していただきたい。

経済産業省

周知啓発に向けて取り組み等を今後考えていきたい。

委員

充電方式等について、一般の消費者がどうやって選択していくのか。バランス充電機能の有無をどのように選択するのも含めて表示する必要がある。

また、動画で示された発火についてだが、実際何分程で発火するのか。

N I T E

充電時間は通常時間だが、元となった充電器は、過放電を1回したのではなく、何回も強制的に過放電させたものをサンプルにし、更に、出火するまで何回も行った上で出火の映像を撮ったものである。

N I T E

劣化という意味ではなくて、あくまでも性能を超えた過充電、過放電なので回数では判断できるものではなく、今回の動画は、明らかに外観上は膨らんだ状態で、既に異常が発生した状態のものをサンプルとして使用している。これに過充電、電圧を長時間かけたということで電解液が出て、短絡部分からのショートで引火し、フィルムを4層ぐらい重ねているため、伝播性があるって順次燃えるということになった。

③原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

- ・資料6に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

委員

A201300931（油こし器）について、SGマークがついていたため、取り扱いについて補足説明したい。

SGの基準上は、油こし器は嵌合がしっかりしていること、また、高温の状態では気をつけることを記載しなければいけない。本製品も、高温の状態でこし網に触らないことが、取扱説明書に記載があるため、今回のケースは不注意や誤使用となるが、ただ、非常に起こりやすい誤使用ということもあり、その後、嵌合の強さを、一般の方々が押す力等の一定の力を加えても、落ちないように基準を変更した。当該製品メーカーも含め現在は改良品となっているが、熱い状態でこし網に触るのは、危険のため取扱説明書にもそのままとしている。

—了—